小型いか釣り漁業(県外船)許認可方針(但馬海区)

令和3年1月21日制定

本県但馬海区における小型いか釣り漁業のうち、本県以外の都道府県知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者の許可及び起業の認可の基準を以下のとおり定める。

第1章 制限措置

(漁業種類)

る。

第1 小型いか釣り漁業とする。

(許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数) 第2 船舶の総トン数は、別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とす

第3 船舶等の数又は漁業者の数は、漁業調整規則第11条第3項に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で別に定める。

(推進機関の馬力数)

第4 定めなしとする。

(操業区域)

第5 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

(漁業時期)

第6 別表1の左欄に掲げる区分ごとに各欄に掲げる範囲内とする。

(漁業を営む者の資格)

第7 漁業を営む者の資格は別表1の左欄に掲げる地区ごとに、各欄のとおりとする。

第2章 許可等の条件

(許可に付する条件)

第8 次表の左欄に掲げる区分において、使用漁具、漁法等につきそれぞれ右欄に掲 げる条件を付する。

区分	条件		
別表1に掲	(1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示す		

げる区分1 るとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなけ ればならない。 (2) 集魚に使用する光力の制限は別表2のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5 号) 第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海 域内において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケ ット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。 (1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示す 別表1に掲 げる区分2 るとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなけ ればならない。 (2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関 する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか 釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、 集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までと し、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付 けてはならない。 (3) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但 し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合は この限りではない。 ()港()港 (1) 船体両側の見やすい位置に別紙様式第1号の許可番号を標示す 別表1に掲 げる区分3 るとともに、船体の高い位置に別紙様式第2号の標旗を掲げなけ ればならない。 (2) 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但 し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合は この限りではない。 () 港() 港

第3章 優先順位等

(許認可の優先順位)

- 第9 当該漁業の許認可の優先順位は、第7の規定による資格を有する者のうち、次 の順序による。
- (1)優先順位1位 現に当該漁業の許可を受けている者(以下「既存許可者」という。)であって、許可の有効期限の満了日到来のため、使用する船舶に係る内容を除き従来の許可の内容と同一の内容で改めて申請した既存許可者。
- (2)優先順位2位 国又は県の漁業者研修制度若しくは漁船リース事業を活用し、当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (3)優先順位 3 位 当該漁業の従事者で、当該漁業者として自立を図ろうとする個人。

- (4)優先順位4位 当該漁業以外の従事者で当該漁業の漁業者として自立を図ろうとする個人。
- (5)優先順位5位 現に当該漁業の許可を受けている者の後継者として当該漁業を営もうとする個人。
- (6)優先順位6位 前各号以外の者
- 2 前項各号において同順位である者相互間の順位は、当該漁業を専業として営もうとする者を優先する。
- 3 前項においても許認可をする者を定めることができない場合は、漁業調整規則第 11条第6項に基づきくじを行い、許認可をする者を定める。

(許可の有効期間)

第10 許可の有効期間は1年とする。

(教示事項)

第11 次のとおり教示事項を付する。

教示事項

- (1) 地域で決定された自主規制措置を遵守しなければならない。
- (2) 共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の指示に従うこと。
- (3) この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った 日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内 に、裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起する ことができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査 請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起するこ とができます。

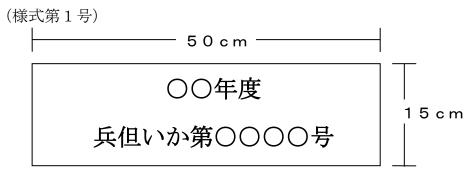
附則 1 この方針は、令和3年1月21日から適用する。

別表1

77130	· 区分	操業区域	漁業時期	総トン数	漁業を営む者の資格
-1	1	***************************************			
1	鳥取県	兵庫県日本海海	5月1日か	5 トン以上	鳥取県、島根県又は京都
	島根県	面	ら4月30	10 トン未満	府知事の漁船登録を有す
	京都府		日まで		る船舶を使用する者
	10トン				
	未満船				
2	鳥取県	北緯36度線以	5月1日か	10 トン以上	鳥取県、島根県又は京都
	島根県	北の兵庫県日本	ら2月末日	30 トン未満	府知事の漁船登録を有す
	京都府	海海面	まで		る船舶を使用する者で、
	10トン				次に掲げる港の中から主
	以上船				たる港を含め2港以内を
					漁獲物の陸揚港として選
					定し、陸揚げの同意を得
					ている者
					(陸揚港 津居山港、竹
					 野港、柴山港、香住港、
					浜坂港)
3	上記以	漁業の許可及び	5月1日か	5トン以上	兵庫県、鳥取県、島根県
	外	取締り等に関す	ら2月末日	30 トン未満	又は京都府以外の都道府
		る省令(昭和38年	まで		県知事の漁船登録を有す
		農林省令第5号)			る船舶を使用する者で、
		第 23 条の規定に			 次に掲げる港の中から主
		よりいか釣り漁			たる港を含め2港以内を
		業の操業が禁止			 漁獲物の陸揚港として選
		されている海域			 定し、陸揚げの同意を得
		以遠の兵庫県日			ている者
		本海海面			 (陸揚港 津居山港、竹
					野港、柴山港、香住港、
					() () () () () () () () () ()
Ц					V (// (L /

別表 2 (集魚に使用する光力の制限)

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる 集魚灯数の最高限度	
鋸崎から真方位0度の	東経134度31.04分、水	3キロワット以内の電球	
線(東経134度31.	深100メートルの点と、鳥取	9 個	
04分の線)以西の兵庫	県と兵庫県との境界正北、距岸	但し7月1日から9月30日までの	
県日本海海面	3,500メートルの点とを結	間は 6個	
	んだ線以浅		
	東経134度31.04分、水	3キロワット以内の電球	
	深100メートルの点と、鳥取	18個	
	県と兵庫県との境界正北、距岸		
	3,500メートルの点とを結		
	んだ線から、漁業の許可及び取		
	締り等に関する省令 (昭和 38		
	年農林省令第5号)第23条		
	の規定によりいか釣り漁業の		
	操業が禁止されている海域ま		
	で		
鋸崎から真方位0度の	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球	
線(東経134度31.		6 個	
04分の線)以東の兵庫	水深100メートルから水深	3キロワット以内の電球	
県日本海海面	200メートルまで	15個	
	水深200メートルから、漁業	3キロワット以内の電球	
	の許可及び取締り等に関する	18個	
	省令(昭和38年農林省令第		
	5号) 第23条の規定によりい		
	か釣り漁業の操業が禁止され		
	ている海域まで		



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

(様式第2号)

